



三重県公報

平成28年6月21日 (火)

第 2811 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|---------------|---------------------------------|-----------|-----|
| 告 示 | | | |
| 418 | 土砂災害警戒区域の指定 | (流域管理課) | 2 |
| 419 | 同件 | (同) | 2 |
| 420 | 同件 | (同) | 2 |
| 421 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (同) | 2 |
| 422 | 同件 | (同) | 5 |
| 423 | 同件 | (同) | 7 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (農地調整課) | 9 |
| | 労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨 | (雇用対策課) | 9 |
| 特定調達公告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (大気・水環境課) | 12 |
| | 落札者を決定した旨 | (警察本部) | 14 |
| | 同件 | (同) | 15 |
| | 同件 | (同) | 15 |

| |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

三重県告示第 418 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|------------------------|---------------------|
| 向井 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 419 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------------|---------------------|
| 花山 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 420 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------------------------------|---------------------|
| 狐谷 | 多気郡多気町三疋田及び四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 前山 | 多気郡多気町井内林及び佐伯中 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 前谷-1 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 前谷-2 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 421 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項 |
|-------|------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 宮の谷 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 経塚 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 与八 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 浦村東 | 鳥羽市浦村町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鏡浦 1 | 鳥羽市浦村町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鏡浦 2 | 鳥羽市浦村町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鏡浦 4 | 鳥羽市浦村町 （詳細は次の図のとおり） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 石鏡 1 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 2 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 3 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 4 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 5 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 6 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 7 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 1 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 2 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 3 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 4 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 5 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 6 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 8 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 9 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 10 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 11 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 石鏡 12 | 鳥羽市石鏡町 （詳細は次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|-------|------------------------|---------|---------|
| 浦村 7 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 8 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 9 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村橋 3 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 1 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 13 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 14 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 15 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 16 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦村 17 | 鳥羽市浦村町 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 422 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成28年6月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------|
| 越賀 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 3 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 矢ノ挟間 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大浦 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 17 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 18 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 3 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|-------|--------------------------|---------|---------|
| 越賀 4 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 5 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 馬場 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 6 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 浦路 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大差地 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小浦 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大差地 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大差地 3 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 荒尾 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 溝田 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 3 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中田 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 4 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中田 2 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 小浦 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大差地 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 追内外 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 花山 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 黒石 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 荒尾 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東横道 1 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 7 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 8 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|-------|--------------------------|---------|---------|
| 越賀 9 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 10 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 11 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 12 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 13 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 14 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 15 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越賀 16 | 志摩市志摩町越賀 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 423 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 坂谷 | 多気郡多気町佐伯中及び三疋田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 長サマ | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鉞形前山 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宇山 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 小谷 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鳥ヶ様 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 牧-1 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 牧-2 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鉞形-1 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鉞形-2 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鉞形-3 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鉞形-4 | 多気郡多気町鉞形 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 四疋田-1 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|--------------------------------|---------|---------|
| 四疋田-2 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 四疋田-3 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 井内林 | 多気郡多気町鋸形及び井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 牧Ⅰ-1 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 鋸形Ⅰ-1 | 多気郡多気町鋸形 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 鋸形Ⅰ-2 | 多気郡多気町鋸形 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅰ-1 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 牧Ⅱ-1 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅱ-1 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅱ-2 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 三疋田Ⅱ-1 | 多気郡多気町三疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 鋸形Ⅱ-1 | 多気郡多気町鋸形 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐伯中Ⅱ-1 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐伯中Ⅱ-2 | 多気郡多気町佐伯中 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 三疋田Ⅱ-2 | 多気郡多気町三疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 三疋田Ⅱ-3 | 多気郡多気町三疋田及び四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅲ-1 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅲ-2 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅲ-3 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅲ-4 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上牧Ⅲ-1 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 鋸形Ⅲ-1 | 多気郡多気町鋸形 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅲ-1 | 多気郡多気町鋸形 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅲ-2 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅲ-3 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐伯中Ⅲ-1 | 多気郡多気町佐伯中 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 南三疋田Ⅲ-1 | 多気郡多気町三疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|--------------------------------|---------|---------|
| 南三疋田Ⅲ-2 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 南三疋田Ⅲ-4 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 佐伯中Ⅰ-1 | 多気郡多気町井内林及び佐伯中 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 南三疋田Ⅲ-3 | 多気郡多気町相可 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅰ-2 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四疋田Ⅰ-1 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 牧Ⅱ-2 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 井内林Ⅱ-3 | 多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四疋田Ⅱ-1 | 多気郡多気町三疋田及び四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 津留Ⅲ-5 | 多気郡多気町津留 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 牧Ⅲ-1 | 多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 四疋田Ⅲ-1 | 多気郡多気町四疋田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部流域管理課、松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、雲出揚溝土地改良区(津市雲出本郷町1388番地1)の定款の変更を認可しました。

平成28年6月21日

三重県知事 鈴木英敬

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に1名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

平成28年6月21日

三重県知事 鈴木英敬

1 推薦資格

三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

平成28年6月21日(火)から同年7月25日(月)まで

4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

- (1) 別記様式の推薦書
- (2) 被推薦者の履歴書
- (3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、平成 28 年 7 月 5 日（火）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 労働組合名 | 地位 | 備考 |
|----|----|-------|----|----|
| | | | | |

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成28年6月21日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

大気汚染自動測定機器等 1式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成29年3月24日（金）までとします。

(4) 納入場所

三重県が別途指定する場所

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成28年7月26日（火）14時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 羽場

電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 28 年 8 月 2 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 28 年 7 月 28 日（木）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 28 年 8 月 2 日（火）15 時 30 分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 28 年 8 月 2 日（火）15 時 30 分

なお、三重県庁内郵便局へは平成 28 年 7 月 28 日（木）から同年 8 月 2 日（火）15 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班

案件名 大気汚染自動測定機器等購入 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 28 年 8 月 2 日（火）15 時 35 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Services to be Required :

Automatic monitoring device of air pollution: 1 unit

- (2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:30 P.M. on Tuesday, August 2, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, July 28, 2016 and 3:30 P.M. on Tuesday, August 2, 2016.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:35 P.M. on Tuesday, August 2, 2016.

- (4) Managing Authority :

Air and water environment division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 28 年 6 月 21 日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

- 1 特定役務の名称 三重県警察中小システム統合サーバ賃貸借契約
2 担当部局 津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課用度係

| | | |
|---|--------|-------------------------------------------------|
| 3 | 落札者決定日 | 平成28年5月13日 |
| 4 | 落札者 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C 営業本部長 村上 春生 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 21,693,600 円 契約金額 23,429,088 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成28年4月1日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年6月21日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

| | | |
|---|---------|-------------------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県警察情報セキュリティシステム賃貸借契約 |
| 2 | 担当部局 | 津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成28年5月31日 |
| 4 | 落札者 | 三重県津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 横山 佳子 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 45,936,000 円 契約金額 49,610,880 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成28年4月15日 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成28年6月21日

三重県警察本部長 森 元 良 幸

| | | |
|---|---------|------------------------------------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 指掌紋情報管理システム賃貸借契約 |
| 2 | 担当部局 | 津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係 |
| 3 | 落札者決定日 | 平成28年6月7日 |
| 4 | 落札者 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目17番1号 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店 支店長 田中 新治 |
| 5 | 落札金額 | 入札価格 280,368,000 円 契約金額 302,797,440 円 |
| 6 | 決定手続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入札公告日 | 平成28年4月26日 |

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>